

# 予防技術検定模擬テスト

## －解説付－

No.59

〔共通〕問1 消防法第4条に規定する資料提出命令、報告の徴収及び消防職員の立入検査に関する次の文章を読み、消防法令上正しいものを1つ選べ。

- (1) 火災予防のために必要があるときは、消防署長は、防火対象物の防火管理者に対して資料の提出を命ずることができる。
- (2) 火災発生のおそれが著しく大とは言えない場合であっても火災予防のために必要があるときは、消防長は関係者の承諾を得ずに当該消防職員に個人の住居に立ち入って検査を行わせることができる。
- (3) 消防職員が関係のある場所に立ち入った際に、関係のある者の請求があったので、当該消防職員は携帯していた市町村長の定める証票を関係のある者に示した。
- (4) 消防職員が関係のある場所に立ち入った際に、火災の予防のために必要があるときは、関係者の業務を妨げることもやむをえない。

〔消防用設備等〕問1 建築物の新築等について確認をする権限を有する行政庁等が、当該建築物について確認を行う場合に、当該建築物の工事施工地又は所在地を管轄する消防長等の同意を得ることなく確認をすることができるものとして、消防法令上正しいものを1つ選べ。

- (1) 準防火地域内に新築される住宅
- (2) 防火地域及び準防火地域以外の区域内に新築される一戸建ての住宅であって、住宅の用途以外の用途に供する部分の床面積の合計が80m<sup>2</sup>であり、当該床面積の合計は延べ面積の2分の1未満であるもの
- (3) 防火地域及び準防火地域以外の区域内に新築される長屋
- (4) 防火地域及び準防火地域以外の区域内に新築される一戸建ての住宅であって、住宅の用途以外の用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルであり、当該床面積の合計は延べ面積の5分の2であるもの

〔消防用設備等〕問2 簡易消火具の能力単位に関する次の文章を読み、消防法令上誤っているものを1つ選べ。

- (1) 水バケツにあっては、容量8ℓ以上のもの1個を1単位として消火能力を算定する。
- (2) 水槽にあっては、容量8ℓ以上の消防専用バケツ3個以上を有する容量80ℓ以上のもの1個を1.5単位又は容量8ℓ以上の消防専用バケツ6個以上を有する容量190ℓ以上のもの1個を2.5単位として消火能力を算定する。
- (3) 乾燥砂にあっては、スコップを有する50ℓ以上のもの1塊を0.5単位として消火能力を算定する。
- (4) 膨張ひる石又は膨張真珠岩にあっては、スコップを有する160ℓ以上のもの1塊を1単位として消火能力を算定する。

〔防火査察〕問1 消防法第4条の規定に基づく資料提出命令権及び報告徴収権に関する記述のうち、適当でないものは次のうちどれか。

- (1) 消防署長は消防対象物の実態を把握するため、火災予防上必要と認めたので、当該消防対象物の関係者に対し、未確認増築部分の図面並びに面積算定結果を新たに作成し提出するよう報告徴収書を交付した。
- (2) 消防長は消防対象物の違反事実の解明をするため、火災予防上必要と認めたので、当該消防対象物の関係者に対し、すでに締結されている当該消防対象物の消防用設備等の維持管理に関する委託契約書を提出するよう資料提出命令書を交付した。
- (3) 消防署長は消防対象物の実態を把握するため、火災予防上必要と認めたので、当該消防対象物の関係者に対し、レストラン東京の管理権原者の職、氏名を提出するよう報告徴収書を交付した。
- (4) 消防長は消防対象物の違反事実の解明のため、火災予防上必要と認めたので、当該消防対象物の関係者に対し、すでに作成されているレストラン東京部分の図面を提出するよう報告徴収書を交付した。

〔防火査察〕問2 違反処理に関する記述のうち、適当でないものは次のうちどれか。

- (1) 配達証明は郵便物が配達された事実を証明し、内容証明は郵便物の内容とそれが差し出されたことを証明する。内容証明は、文書に確定日付を与える効力があることから法律的に重要な意思表示をする場合の文書に利用される。
- (2) 消防署長は違反対象物の名あて人を特定するため、消防法第35条の13に基づき、市長に対し、市が保有する社会福祉施設の届出者名を照会した。
- (3) 消防法上の命令は、行政としての消防長などの命令権者が命令規定に基づき、公権力の行使として、特定の者（主として関係者）に対し、具体的な火災危険の排除や消防法違反等の是正について、義務を課す意思表示であり、通常、罰則の裏付けによって、間接的にその履行を強制している。
- (4) 消防機関の行う違反処理に伴う行政処分等に対する行政救済制度としては、相手方の被害を金銭で償う方法と行政作用そのものの効力を争っていく方法とに大きく分けられ、前者を行政上の争訟、後者を国家補償という。

〔危険物〕問1 船舶給油取扱所の給油設備として設置することができないものは、次のうちどれか。

- (1) 固定給油設備
- (2) 給油タンク車

- (3) 給油配管及びこの先端部に接続するホース機器
- (4) 給油配管及び給油ホース車

〔危険物〕問2 次のうち、地下貯蔵タンク等の漏れの点検を行わなくてよいものとして、誤っているものはどれか。

- (1) 二重殻タンクの強化プラスチック製の外殻（外殻と地下貯

藏タンクとの間げきに危険物の漏れを検知するための液体が満たされているもの）

- (2) 完成検査を受けた日から15年を超えない地下貯蔵タンク
- (3) 二重殻タンクの内殻
- (4) 危険物の微小な漏れを検知しその漏えい拡散を防止するための措置が講じられている地下貯蔵タンク

## 昇任試験実力養成講座・予防技術検定模擬テスト〈解答と解説〉

### 昇任試験実力養成講座

#### 共通（消防士長・消防司令補）問題

##### 〔地方自治〕

問1 答 (4)

- 解説 (1) 地方自治法第153条第1項参照。  
(2) 地方自治法第154条の2参照。  
(3) 地方自治法第155条第1項参照。  
(4) 地方自治法第158条第1項参照。

問2 答 (4)

- 解説 (1) 地方自治法第284条第2項参照。  
(2) 地方自治法第285条の2第1項参照。  
(3) 地方自治法第286条第1項参照。  
(4) 地方自治法第288条参照。

##### 〔公務員法制等〕

問1 答 (4)

解説 法律に別段の定めのある場合を除き、地方公務員法第6条第2項に基づき任命権の委任を受けた者が、さらに他の者にその権限を委任することはできないとされている（行実昭27.1.25 地自公発第12号）。

問2 答 (1)

解説 地方公務員の公務災害補償制度においては、公務上の災害のみならず、公務のための通勤途上において受けた負傷、疾病、死亡等の災害についても、補償の対象とされている。

##### 〔消防組織〕

問1 答 (1)

解説 前段は正しいが、後段が誤り。消防団が区域外においても行動することができるには、消防団長が必要があると認めるときではなく、消防長又は消防署長の命令があるときである（消防組織法第18条第3項）。

問2 答 (2)

- 解説 (1) 消防組織法第44条の2第1項参照。  
(2) 消防組織法第45条第2項参照。  
(3) 消防組織法第47条第1項参照。  
(4) 消防組織法第49条第1項参照。

問3 答 (4)

解説 都道府県隊長は、進出拠点に到着したときは、速やかに都道府県名、部隊規模を調整本部に報告するものとする。緊急消防援助隊運用要綱第12条参照。

##### 〔消防法規〕

問1 答 (2)

解説 消防法第5条参照。

問2 答 (3)

解説 消防法第5条の2参照。

問3 答 (2)

解説 消防法施行令第4条の2参照。

問4 答 (2)

解説 消防法施行規則第4条の2の11参照。

##### 〔消防設備〕

問1 答 (5)

解説 消防法施行令第19条、消防法施行規則第22条参照。

問2 答 (5)

解説 消防法施行令第11条第1項同第4項、第19条第1項同第2項同第4項、第20条第1項同第5項参照。

問3 答 (3)

解説 火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令第2条（用語の意義）参照。

問4 答 (4)

解説 消防法施行規則第23条第2項第2号参照。

問5 答 (3)

解説 消防法施行規則第31条の6第7項参照。  
被救助人→被保佐人

問6 答 (4)

解説 消防法施行令第36条の2参照。

問7 答 (5)

解説 避難器具の基準（昭和53年 消防庁告示第1号）参照。垂直式の救助袋では、直径50cm以上の球体が通

過することができるものであること。

要した救助事故。

### 問8 答 (3)

解説 消防法施行令第25条参照。

#### 〔建築法規〕

##### 問1 答 (1)

解説 (2)、(3) 建築基準法施行令第20条の2参照。

(4)、(5) 建築基準法施行令第129条の13の3参照。

##### 問2 答 (4)

解説 (1) 建築基準法施行令第126条の5参照。

(2) 建築基準法施行令第126条の7参照。

(3) 建築基準法施行令第129条の13の3参照。

(4) 消防法施行令第26条参照。

(5) 建築基準法施行令第128条の3参照。

#### 〔危険物〕

##### 問1 答 (3)

解説 第3石油類、第4石油類及び動植物油類にあっては、1気圧において、温度20℃で液状であるものに限る。

(関係法令)

- (1) 消防法別表第1備考5、危険物の規制に関する規則第1条の3第2項参照。
- (2) 消防法別表第1備考1、8参照。
- (3) 消防法別表第1備考10参照。
- (4) 消防法別表第1備考13、危険物の規制に関する規則第1条の3第4項参照。
- (5) 消防法別表第1備考21、危険物の規制に関する規則第1条の4参照。

##### 問2 答 (2)

解説 危険物の規制に関する政令第11条第1項第2号において、指定数量の倍数が1,000を越え2,000以下の屋外タンク貯蔵所の周囲には9m以上の幅の空地を保有することとされており、同項第10号の2項において、ポンプ設備から屋外貯蔵タンクまでの間に、当該屋外貯蔵タンクの空地の幅の3分の1以上の距離を保つこととされている。

#### 〔防災〕

##### 問1 答 ① 基礎的な ② 財産 ③ 計画 ④ 水防団 ⑤ 自発的な

解説 災害対策基本法第5条参照。

##### 問2 答 (4)

解説 大規模地震対策特別措置法第22条。

##### 問3 答 (4)

解説 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を

#### 〔救急〕

##### 問1 答 (4)

解説 救急年報の都道府県報告期限は毎年5月末日までである。

##### 問2 答 (2)

解説 腸重積は生後数か月～3歳位までに発症し、間欠性腹痛、嘔吐、血便を3徵とする。

##### 問3 答 (4)

解説 a 無用な行動であり、現場を保存することに配意する。

c、e 錐首は頸椎損傷を伴うこともあり、可能な限り頸部保護に努めた活動が必要である。

#### 〔救助〕

##### 問1 答 (3)

解説 正しくは、「国際緊急援助隊」である。国際緊急援助隊の派遣に関する法律第1条参照。

#### 〔石油コンビナート〕

##### 問1 答 (2)

解説 石油コンビナート等災害防止法第3条参照。

##### 問2 答 (1)

解説 正しくは、「3か月以内」である。石油コンビナート等災害防止法第8条第5項参照。

#### 〔原子力〕

##### 問1 答 (4)

解説 「原子力施設等における消防活動対策ハンドブック」P.54参照。

##### 問2 答 (4)

解説 傷病者の救命を優先する。「原子力施設等における消防活動対策ハンドブック」P.60参照。

#### 〔無線法規〕

##### 問1 答 (2)

解説 電波法第57条参照。

#### 〔無線工学〕

##### 問1 答 (4)

#### 〔国民保護〕

##### 問1 答 (5)

解説 国民保護法第97条第7項参照。

##### 問2 答 (3)

- 解説 (1) 正しい。国民保護法第27条第1項参照。  
(2) 正しい。国民保護法第28条第4項参照。  
(3) 誤り。専門委員ではなく、現地対策本部を置くことができる（国民保護法第28条第8項参照）。なお、専門委員については市町村協議会に、専門の事項を調査させるため、置くことができる（同法第40条第6項参照）。
- (4) 正しい。国民保護法第29条第5項参照。  
(5) 正しい。国民保護法第31条参照参照。

(5) 「単一予算主義の原則」であるため、誤り。

### 〔警防〕

#### 問1 答 (4)

解説 タイヤや廃車などは、放水障害部分が多く、消火が困難なことから、消火剤等の活用を配意する。

#### 問2 答 (5)

解説 指揮本部長は火災警戒区域を解除した場合は、①住民に対する広報、周知、②本部等に対する報告、③警察官に対して通知の処置を行う。

#### 問3 答 (2)

解説 危険性が著しい場合は躊躇することなく一時退避等の緊急措置を下命すること。

### 〔救急〕

#### 問1 答 (5)

解説 講習会場については特に条件を設けていない。

#### 問2 答 (2)、(5)

解説 一般的に使用されている略語と救急処置の組み合わせ。

- (1) 慢性閉塞性肺疾患（COPD）はCO<sub>2</sub>ナルコーシスを考慮して、高濃度酸素だけでなく低流量の酸素投与も考慮する。
- (3) GCS 3点は全くの無反応の状態でJCSでは300に相当する。意識の評価なので呼吸状態はわからず、必須なのは気道確保である。
- (4) 無脈性電気活動（PEA）は無脈であるから、まずは心肺蘇生処置が必要である。

#### 問3 答 (3)

解説 b 広範囲の化学損傷であるから、流水による洗浄は必要だが、冷却は低体温を招く。温水の調達も考慮する。

c 中和剤によっては熱が発生することもあり、早期に調達でき使用法に熟知した関係者に実施させる等の方法がとれない場合、消防隊、救急隊が行うべきではない。

### ―――――― 予防技術検定模擬テスト ―――――

### 〔共通〕

#### 問1 答 (3)

- 解説 (1) 消防法第4条第1項。消防署長等が資料の提出を命ずることができる相手は、防火管理者ではなく関係者（防火対象物又は消防対象物の所有者、管理者又は占有者）である。
- (2) 消防法第4条第1項。個人の住居に立ち入らせるができるのは、関係者の承諾を得た場合又は火災発生のおそれがある場合。

### 〔警防〕

#### 問1 答 (2)

解説 火災階及び上階の階段室扉を一時閉鎖して塔屋出入口扉を開放し、階段室内の煙を排出する。

#### 問2 答 (2)

解説 融点以上に熱すると、黄色の炎を出して燃焼する。

#### 問3 答 (2)

解説 他室へ拡大するときの延焼経路を建物構造別にみると、木造建物では隣室間の壁の燃え抜けによる拡大であり、防火造建物では区画のない小屋裏部分からの拡大、耐火造建物では開いている開口部を経由しての拡大が最も多い。

### ―――― 消防司令問題――――

### 〔組織管理〕

#### 問1 答 (5)

- 解説 (1) 自主防災組織も活用されるため、誤り。  
(2) 緊急対処事態でも行われるため、誤り。  
(3) 指示を待つとまがない場合は、行うことができるため、誤り。  
(4) 国、都道府県、市町村が協力して実施するため、誤り。

### 〔人事管理〕

#### 問1 答 (5)

- 解説 (1) 最長1年を単位として設定することとされているため、誤り。  
(2) 退職した消防本部だけであるため、誤り。  
(3) 試験の場合もあるため、誤り。  
(4) 地方公務員法第15条に従い、改めて能力の実証をするため、誤り。

### 〔消防財政〕

#### 問1 答 (3)

- 解説 (1) 「会計年度独立の原則」の例外であるため、誤り。  
(2) 「予算事前議決の原則」の例外であるため、誤り。  
(4) 「予算統一の原則」であるため、誤り。

め、特に緊急の必要がある場合に限られている。

- (3) 消防法第4条第2項。
- (4) 消防法第4条第3項。消防職員が関係のある場所に立ち入る場合は、関係者の業務をみだりに妨害してはならないとされている。

#### 〔消防用設備等〕

問1 答 (4)

- 解説 (1) 消防法第7条第1項。防火地域又は準防火地域内に新築される住宅の確認に際しては、消防同意が必要。
- (2) 消防法第7条第1項、消防法施行令第1条。住宅の用途以外の用途に供する部分の床面積の合計が50m<sup>2</sup>を超えるため、消防同意が必要。
- (3) 消防法第7条第1項。長屋の確認に際しては、消防同意が必要。
- (4) 消防法第7条第1項、消防法施行令第1条。住宅の用途以外の用途に供する部分の床面積の合計が50m<sup>2</sup>を超えておらず、かつ、延べ面積の2分の1以上でもないため、消防同意は不要。

問2 答 (1)

- 解説 (1) 消防法施行規則第6条第1項。水バケツにあっては、容量8ℓ以上のものを1個ではなく3個を1単位として消火能力を算定することとされており、その配置についても3個をまとめて設置する必要がある。
- (2) 消防法施行規則第6条第1項。
- (3) 消防法施行規則第6条第1項。
- (4) 消防法施行規則第6条第1項。

#### 〔防火査察〕

問1 答 (4)

- 解説 (1) 消防法第4条及び違反処理マニュアルより適

当。

- (2) 消防法第4条及び違反処理マニュアルより適当。
- (3) 消防法第4条及び違反処理マニュアルより適当。
- (4) すでに作成されているものの提出を求める場合は、資料提出命令であり、不適当。

問2 答 (4)

- 解説 (1) 違反処理マニュアルにより適当。
- (2) 違反処理マニュアルにより適當。
- (3) 違反処理マニュアルにより適當。
- (4) 相手方の被害を金銭で償う方法は国家補償であり、行政作用そのものの効力を争っていく方法は行政上の争訟であるので、不適當。

#### 〔危険物〕

問1 答 (4)

- 解説 航空機給油取扱所、船舶給油取扱所及び鉄道給油取扱所については、それぞれの給油形態の特殊性等に応じ特例が定められている。船舶給油取扱所の給油設備としては、固定給油設備、給油配管とホース機器、給油タンク車（レフューラー）の3形態があり、給油配管と給油ホース車（サービスカー）による給油形態は、航空機給油取扱所のみで可能なものである。

〔参照条文〕 危険物の規制に関する規則第26条の2第3項第1号。

問2 答 (2)

- 解説 地下貯蔵タンク等の漏れの点検は、地下貯蔵タンクの形態に応じ、点検範囲、点検方法、点検期間等について定められている。

〔参照条文〕 危険物の規制に関する規則第62条の5の2。

# 消防官のための 救急・救助業務の法律知識

◆消防大学校講師 関 東一 著 A5判／196頁 定価1,890円（税込）

消防機関の行う救急・救助活動業務を執行するうえで最小限必要とされる基本的な法律事項について、さらに救急業務に関する7件の裁判例を含む60項目についてQ&A形式で解説した実務書！

